

へき地診療所の新規指定について

1 目的

無医地区等において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保する

2 指定予定の診療所

診療所名：美山四季の里診療所 S D

開設者：医療法人社団恵心会

場所：南丹市美山町下宮代 7

診療科：内科（病床なし・週 1 日火曜日）

3 設置基準（厚生労働省へき地保健医療対策実施要綱）

- ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径 4 km の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口 1,000 人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）30 分以上要するものであること。
- イ （離島に関する特例規定）
- ウ 上記のほか、無医地区等において へき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区 に設置する。

4 対応案

次の点を総合的に踏まえ、設置基準ウの知事が必要と判断するものとして、へき地診療所に指定する

- 本診療所の所在地は無医地区であり、かつ中山間地域であるため、医療機関を容易に利用することが困難であること
- 美山町においては、南丹市国民健康保険南丹みやま診療所がへき地診療所として診療を行っているが、火曜日の診療が隔週となっているところ、本診療所は毎週火曜日に診療を行うため、みやま診療所のへき地診療所としての機能を補完でき、地域住民の受診機会の確保につながるものであり、みやま診療所の開設者である南丹市からも指定の要望を受けていること

＜参考＞京都府保健医療計画におけるへき地医療の現状の更新

変更事項	変更前	変更後
へき地診療所の数	府内に 16 箇所	府内に 17 箇所